七十一　再編推進事業に要する経費があること。

七十二　沖縄離島活性化推進事業に要する経費があること。

七十三　平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市又は公認チームキャンプ候補地としての取組に要する経費があること。

七十四　医療的ケア児保育支援モデル事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する再編推進事業に要する経費のうち、当該年度において当該市町村が負担すべき額から当該補助金及び地方債を財源として充てるべき額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

国の補助金を受けて施行する沖縄離島活性化推進事業（非公共事業のうち地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費のうち、当該年度において市町村が負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。

前条第一項第一号の表第八十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

前条第一項第一号の表第八十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(1)　人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。

(2)　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

(3)　地震対策に要する経費が多額であること。

(4)　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

(5)　山村振興対策に要する経費が多額であること。

(6)　出稼者対策に要する経費が多額であること。

(7)　へき地における医師確保のための経費が多額であること。

［削る］

(8)　交通安全対策に要する経費が多額であること。

(9)　青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。

［新設］

［新設］

［新設］

ロ　次に掲げる事情を考慮して定める額

(1)　人口急増地域及び児童生徒急増地域であるため、特別の財政需要があること。

(2)　特殊土壌地帯があるため、特別の財政需要があること。

(3)　地震対策に要する経費が多額であること。

(4)　過疎等の地域の振興に要する経費が多額であること。

(5)　山村振興対策に要する経費が多額であること。

(6)　出稼者対策に要する経費が多額であること。

(7)　へき地における医師確保のための経費が多額であること。

(8)　湖沼水質保全特別措置法第三条第一項の規定により指定された湖沼があるため、特別の財政需要があること。

(9)　交通安全対策に要する経費が多額であること。

(10)　青少年教育施設があるため、特別の財政需要があること。